資料３

議題３　墓地台帳の整理と墓地管理者への指導について（安城市提出）

市名	回答		
	（１）墓地台帳、墓地管理者への指導等を担当する部署	（２）墓地台帳の整理について	（３）墓地管理者への指導について
名古屋市	名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課	本市は、昭和31年の地方自治法の一部改正により県から権限委譲を受けており、現台帳を整備するにあたり、昭和36年より墓地等の実態調査を行ったという経緯があります。	改葬許可申請及び苦情相談等により、台帳事項等の変更を把握した場合は調査又は指導を行っております。
豊橋市	福祉部　福祉政策課 健康部　生活衛生課	本市においては、市施行以前から地元が管理していた墓地は、地方自治法第238条の6（旧慣による公有財産の使用）による、いわゆる旧慣使用権を最大限認めています。具体的には、墓所の新規貸出、墓所の区画変更（新規造成）、墓所使用権の授受などの権利を地元に認めています。そのため、墓地の維持管理は地元が行うべきこととし、台帳整備のための調査は行っておりません。 ただし、地元が管理する墓地の位置・名称等を把握するために、情報の一元管理は行っています。	みなし墓地等や個人墓地に対しては、その所在等が明らかになり次第豊橋市墓地事務処理要領（墓地等経営許可関係事務処理要領）に基づき、指導を行っていく予定です。
岡崎市	保健部　保健衛生課	墓地についての相談や苦情等があった時に、当該墓地の台帳の有無を確認し、必要に応じて現地調査を行った上で随時台帳整理を行っている。 みなし墓地や過去に許可した個人墓地等で場所（墳墓）の確認がとれない墓地については、台帳上の経営者（死亡している場合は法定相続人）に廃止許可申請をするよう指導しています。また、これらの墓地において、台帳の内容が間違っていることが判明した場合は、聴き取り及び現地調査において戦前より内容が間違っていたことが確認できた場合は、職権修正にて台帳整理を行っています。	相談や苦情等があった場合に随時、墓地の区域の確認及び聴き取り調査等を行い、墓地管理者への指導を行っています。
一宮市	霊園管理事務所	未実施	未実施
瀬戸市	生活安全課　生活係	市有墓地の墓地台帳については現状管理できていないです。	市有墓地の墓地管理者への指導は行っていません。
半田市	市民経済部環境課	行っていません。	行っていません。
春日井市	環境部環境保全課	台帳の整理は行われていない。	定期的な調査・指導は行っていない。
豊川市	産業環境部環境課	平成２３年に緊急雇用事業により、墓地台帳に記載されている墓地の実態調査を行った（登記書類の取得および現地確認等） 調査により、墓地として機能していないと判断されたもの等については、台帳の変更や削除は行わず、備考として台帳に追記した。	能動的な指導は行っていないが、境界立会等で管理者と接触した際には、墓地の維持管理等について取り決めた「墓地の管理に関する覚書」の締結に努めている。
津島市	市民生活部生活環境課	市営墓地については、墓地台帳上の所有者と実際の利用者が異なる事案があることは把握していますが、正確に何件あるか等の調査は行っておりません。相続等による申し出により初めて把握するケースが大半です。 市所有の土地で地元が管理する墓地については、当初の台帳から一切更新等行っておりません。	特に行っておりません。
碧南市	経済環境部環境課ごみ減量係	過去に行ったことがあるのは、市営墓地(市内５箇所)について、台帳上使用者が存在するが、現地には墓碑が建立されていない区画の使用者に対し、区画の返還または墓碑の建立を求めるような調査です。地区墓園(市所有の土地で地区が管理する墓地)やみなし墓地、個人墓地等に関しては、整理するための取組は行っていません。	地区墓園の墓地管理者に対する指導は行っていません。
刈谷市	環境推進課	墓地台帳の整理は行っていません。	墓地管理者への指導は行っておりません。
豊田市	感染症予防課　環境衛生担当	豊田市の場合、昭和４５年に愛知県が調査した墓地台帳があり、特に申し出のない墓地は、現在もそのままの情報としています。	既存の墓地に対する苦情等があった場合、墓地を管理する宗教法人、管理組合に対して調査等を行い、必要があれば指導を実施しています。

議題３　墓地台帳の整理と墓地管理者への指導について（安城市提出）

市名	回答		
	（１）墓地台帳、墓地管理者への指導等を担当する部署	（２）墓地台帳の整理について	（３）墓地管理者への指導について
安　城　市	産業環境部　環境都市推進課　環境衛生係	権限移譲前の台帳を参考に過去からの経緯も調査し墓地台帳を作成。しかし、権限移譲前の台帳との整合性の取れない内容をどのように整理すべきかを検討中です。	墓地の管理について、帳簿の備付けや会計管理などの確認・指導ができておらず、実施に向けた対応を検討しています。
西　尾　市	西尾市　市民部　市民課	平成24年の権限移譲後に財産台帳と墓地台帳の照合、外出の際に墓地確認で面積地番の相違、存在しない墓地があれば職権で随時台帳修正しており現在も進行中です。	指導は行っていない。しかし墓地台帳の経営者、管理者の変更されていることが推測され対応が必要と考えている。
蒲　郡　市	市民生活部　環境清掃課（環境衛生担当）	墓地台帳の整理は行っていない。	墓地管理者へは、令和2年度より年に1度、郵送による調査を行っている。（内容は別紙参照） 調査と合わせ、補助制度の案内や墓地管理者の役割について連絡・指導を行っている。
犬　山　市	健康福祉部　健康推進課	調査整理は、できていない状況です。	指導については行っていません。
常　滑　市	市環境経済部・生活環境課	県から権限移譲された後、整理を行ったことはありません。	墓地管理者へ指導を行った実績はありません。
江　南　市	企画部　市民サービス課	平成10年頃に各墓地の写真や登記簿、公図をまとめたものを作成している。それ以降、特に更新作業は行っていない。	管理者名簿を毎年更新している。 管理に関する指導については、管理者から相談があった際は個別に対応しているが、全ての管理者に向けた統一的な指導は行っていない。
小　牧　市	市民生活部　環境対策課	実施していない	実施していない （変更許可申請等が提出されれば、要領等に基づいて指導する。）
稲　沢　市	経済環境部　環境保全課	県からの事務移譲による「墓地、火葬場、納骨堂調査表」に基づき、平成28年度にエクセル形式で一覧表を作成し、墓地台帳を整理しました。 平成24年3月30日施行の「稲沢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」により運用を行っています。	定期的な指導は特に行っていませんが、墓地の管理についての問い合わせがあれば、その都度個別に説明を行っています。
新　城　市	市民環境部　環境政策課	現在、調査を検討中です。	現在、墓地管理者に対する指導は実施していません。
東　海　市	環境経済部生活環境課	平成３１年度から実施したが、共有墓地２件及び個人墓地５件は土地所有者不明のため保留 宗教法人は、市仏教会会長に依頼し、総会開始前に説明会を実施した。仏教会未加入者は個々に説明 共有墓地（みなし墓地）は、　町内・自治会長、寺住職、現・元公職者等に個々に連絡し、説明及び聞き取り 個人墓地　確認できたもののみ説明及び聞き取り ※現経営者あてに台帳記載内容を転記し、変更がある場合は現在内容を提出するよう通知した。	台帳整理の際に法律・施行規則・申請様式等を配布し、今後は、変更の都度速やかに提出するよう指導した。（経営者と管理者のすみわけができていない墓地が多い）
大　府　市	市民協働部　環境課　環境衛生係	愛知県から権限移譲を受けた際に現状調査を行ったと聞いています。現在、定期的な現状調査は実施しておりません。管理者等が変更になる際や、墓地周辺で開発が行われる際や土地区画整理事業が行われる際などに墓地台帳の内容を確認し、登録内容から変更がある場合は必要な届を提出するよう依頼しています。	同上
知　多　市	環境経済部環境政策課	行っていません。	行っていません。
知　立　市	市民部環境課環境保全係	実施していません。	実施していません。
尾張旭市	環境課環境施策係	旧習墓地の維持管理をについては、土地所有者が市となっている墓地も含め、従来より地元の管理組合等により行われており、実態や管理体制は把握していない状況です。	墓地管理者への指導は行っていません。
高　浜　市	市民部　経済環境グループ	高浜市においても、墓地設置後すでに永年が経過しており、対処することが著しく困難であることが懸念されております。年度内には　現況調査等を実施し、墓地台帳の整理を予定しております。	今回の他市の回答を参考させていただきます。

議題３　墓地台帳の整理と墓地管理者への指導について（安城市提出）

市名	回答		
	（１）墓地台帳、墓地管理者への指導等を担当する部署	（２）墓地台帳の整理について	（３）墓地管理者への指導について
岩　倉　市	健康福祉部市民窓口課	整理していない。	指導を行っていない。
豊　明　市	経済建設部　環境課　環境保全係	愛知県から権限移譲を受けて以来、調査を行っておりません。	愛知県から権限移譲を受けて以来、指導を行っておりません。
日　進　市	環境課　環境保全係	H30から台帳上の管理者への照会や、区・自治会等地元への聞き取りにより、墓地の現況調査を随時行っている。但し、個人所有のみなし墓地については場所も含め、把握できていないものも多くあると思われる。今後も地元の協力のもと、調査を進めていく。	これまで指導は行っていない。何かあれば管理者に聞き取りの上、配慮等を依頼する。
田　原　市	市民環境部　環境政策課　衛生係	台帳上の経営者・管理者が本市になっている墓地については、平成３０年度に庁内GISシステムを用いて地番・現況地積面積・土地所有者の確認及び航空写真での所在確認を行いましたが、実際の現場確認には至っていません。なお、この確認は、公有財産管理計画の作成に伴う作業のため、経営者・管理者が本市以外になっている墓地の確認はできていません。	墓地としての実態や管理体制が把握できていないケースが多数あり、管理者への指導は行っていません。
愛　西　市	環境課	平成２４年に県から事務移譲を受けた時の台帳が全く不備な状態のものであり、それを十分な状態のものしようとすると、相当な事務量や人員がいるため多少の加除しかできていない。	墓地管理者への指導は特にしていない。
清　須　市	市民環境部生活環境課	市が所有する墓地については、墓地台帳により管理を行っている。地元や寺院等で管理している墓地については、調査ができていないため、墓地台帳の記載内容が現状と異なるものが見受けられる。	現状としては調査ができておらず、墓地管理者への指導も十分にできていない状況にある。
北名古屋市	防災環境部環境課	本市の墓地台帳は、旧西春町と旧師勝町時代のものであり、改めて整理してはおりません。	墓地管理者は把握しておりません。指導等の必要が生じた時点で地元自治会を通し、管理者の確認をしています。また、定期的な調査はしておりません。
弥　富　市	市民生活部　環境課	整理しておりません。	指導しておりません。
みよし市	環境経済部環境課	新規設置は都度作成しています。過去からの継続の台帳については、改めて整理はしていません。	墓地管理者への指導は特別実施していません。
あ　ま　市	市民生活部環境衛生課	墓地台帳の整理は行っておりません。	定期的な調査についても行っておりません。
長久手市	くらし文化部環境課	整理は行っていません。	指導は行っていません。